

障害のある人もない人も共に学び共に生きる
社会を目指す小金井市条例の一部を改正する
条例（案）についての市民説明会

**令和3年10月1日から11月1日まで
パブリックコメントを実施します。**

【説明の前に】

今回の説明会では、条約や法令名について、次のとおり略称を用います。

凡例

権利条約：障害者の権利に関する条約

基本法：障害者基本法

差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

小金井市条例：障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を
目指す小金井市条例

都条例：東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

【概要の説明】

1 なぜ、今改正するのか

これまでの経過と国の動向を踏まえた見直し

2 改正の内容は

関係法令等との整合、実効性の確保のために最低限必要な見直し

1 なぜ、今改正するのか

主な理由は2つ

- ① 条例制定時に設定した見直しの時期
- ② 差別解消法の改正

① 条例制定時に設定した見直しの時期

小金井市条例は平成30年6月29日に制定され、平成30年10月1日から施行されました。

制定当時、さまざまな議論がありましたが、早く施行するべきという声もあったことから、施行後3年を目途として、条例の施行状況や社会情勢の推移等を勘案して、見直しを行うという付則を設けて施行しました。

令和3年10月1日（来月の1日）でちょうど、その3年を迎えることとなります。

② 差別解消法の改正

小金井市条例は、権利条約や日本国憲法の基本的人権条項を拠りどころとし、差別解消法の趣旨に則って制定・施行されました。

その、差別解消法が令和3年5月に改正され、6月4日に公布されました。

施行は公布の日から3年以内としており、まだ施行されておらず、今後明確となるであろう部分が残されてはいますが、現時点で整合をとるべきところは見直すこととしました。

2 改正の内容は

今回の改正では、時期を逸することなく改正することを優先し、関係法令等との整合をとることや、条例の実効性を確保することに論点を絞り、必要最低限の見直しを行うこととしました。

そこで、3つの柱を立てて議論しました。

改正の議論の3つの柱

- ① 「障害」及び「差別」の定義
- ② 合理的な配慮の義務化
- ③ 都条例や他市条例との整合及び小金井市の独自性

① 「障害」及び「差別」の定義

条例の対象からとりこぼされてしまう人や事例が出ないよう、他市の事例等も踏まえ、解釈上含まれていたものを条文に明文化する、補足する文言を追記する、必要な条文を新設する等の改正を行いました。

(第2条、第8条、第9条)

② 合理的な配慮の義務化

差別解消法の改正や都条例との整合をとり、努力義務から義務化します。

他市の事例等を踏まえ、例示する場面の追加を行いました。

合理的な配慮の提供支援や、勧告に従わない者の公表等の規定を新設しました。

(第9条、第18条)

③ 都条例や他市条例との整合及び小金井市の独自性

- 手話言語の理解促進

権利条約や基本方で「手話」が「言語」とされていることや、都条例で「言語としての手話の普及」を規定していることを踏まえ、手話が「言語」であることの理解促進について規定しました。

(第10条)

③ 都条例や他市条例との整合及び小金井市の独自性

- ・ 相互理解の促進（「教育」に関連して）

障害者差別解消条例で、教育について特に条文を設けているのは、小金井市の独自性の一つです。

今回の改正では、教育の重要性を認識することと、市長及び教育委員会が相互に連携を図ることを明記しました。

（第11条）

【改正条項の説明】

**障害のある人もない人も共に学び共に生きる
社会を目指す小金井市条例の一部を改正する
条例（案）の解説（改正条項の抜粋）**

こちらの資料を、あわせてご覧ください。

今回改正する条項

(数字は、資料に記載のページ数)

第 2 条 2

第 8 条 5

第 9 条 5

第 1 0 条 8

第 1 1 条 9

第 1 8 条 9

付 則 1 0

第2条 定義

第1号 障害者（資料P. 2）

障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、**高次脳機能障害**、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的、断続的又は**周期的に**日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

改正点： 対象からとりこぼされてしまう人がでないよう、解釈上含まれていたものを、条文の中に明文化しました。

● **障害者手帳等の有無にかかわらず**

制度上それを証する物を所持していなくても、日常生活又は社会生活に相当な制限を受けているすべての人が対象です。

● **高次脳機能障害**

精神障害に含まれるとされていますが、外見からはわかりにくく、見えない障害とも言われています。

● **周期的**

「断続的」に含まれているとも解釈できますが、症状の特性の違いが問題視される場合を想定しました。

詳細は、資料P. 2 ~ P. 3を参照

第2条 定義

第3号 不当な差別的取扱い（資料P. 3）

障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果のあるものをいう。

改正点： この条例で規定している差別には、二つの類型があることを踏まえ、「**不当な差別的取扱い**」を新たに定義しました。

- **障害者差別の二つの類型**

「不当な差別的取扱いをすること」と「合理的な配慮をしないこと」の二つの類型があります。

- **関連差別**

障害を直接明示したものでなく、障害に関連することを理由に区別して扱うことも含めています。

- **間接差別**

外形的には中立であっても、結果的に不利益となるような「効果のあるもの」も含めています。

詳細は、資料P. 3 ~ P. 4を参照

第2条 定義

第5号 差別（資料P. 4）

障害者に対し、障害者でない者の取扱いと比べて不当な差別的取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしない事をいう。

改正点： 「**不当な差別的取扱い**」を新たに定義したことに伴って、文言の整理を行いました。

● 「**障害を理由として**」 → 「**障害者に対し**」

第3号「不当な差別的取扱い」の定義において、「障害又は障害に関連することを理由として」としていることから、重複をさける文言に修正しました。

● 「**不当な取扱い**」 → 「**不当な差別的取扱い**」

第3号「不当な差別的取扱い」との整合をとりました。

なお、「差別的」を加えたのは、平等を促進または達成するための区別や、優遇する取扱いは含まないことを明確にするためです。

第8条 不当な差別的取扱いの禁止（資料P. 5）

何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

改正点： 新たに、「差別」の類型の一つである「不当な差別的取扱いの禁止」について、具体的に規定しました。

- **対象**

障害者当事者だけでなく、その家族に対する不当な差別的取扱いも禁止しています。

- **不当な差別的取扱いに相当しないもの**

客観的に正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしてやむを得ない取扱いは、「不当な差別的取扱い」には相当しませんが、その判断は、その事案ごとに、権利利益の保護等の観点から総合的・客観的にする必要があります。

第9条 合理的な配慮

第1項（資料P. 5）

市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、**当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて**、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

改正点： 事業者による合理的な配慮の提供を義務化しました。
個別の状況に応じた適切な配慮が必要なことを追記しました。

● **主語を「市」→「市及び事業者」と改正**

差別解消法の改正及び都条例との整合をとり、「市」のみでなく、「事業者」にも合理的な配慮の提供を義務としました。

● **当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて**

「合理的な配慮」とは、障害者の求めに応じた必要かつ適切な変更又は調整と定義していますが、当該障害者の個別の状況にも応じて提供する必要があります。

第9条 合理的な配慮

第1項

第10号（資料P. 6）

医療又はリハビリテーションを提供するとき。

第11号（資料P. 6）

選挙等を行うとき。

第12号（資料P. 7）

労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

改正点： 合理的な配慮が必要な場面の例示を3つ追加しました。

● **医療又はリハビリテーションを提供するとき。**

障害のある人が、生き生きと安心して生活を送ることができるよう、適切な支援が求められます。

● **選挙等を行うとき。**

障害のある人が、円滑に投票できるよう、障害の特性や状況に応じた配慮が大切です。

● **労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。**

障害のある人が、自立した地域生活を送るためには、障害のない人と同様に、雇用の機会が確保されることが必要です。

詳細は、資料P. 6 ~ P. 7を参照

第9条 合理的な配慮

第2項（資料P. 7）

市民は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、**当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて**、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

改正点： 事業者による合理的な配慮の提供義務化に伴う主語の修正。
個別の状況に応じた適切な配慮が必要なことを追記しました。

- **主語を「市民及び事業者」→「市民」と改正**

市民に対して、合理的な配慮を提供する努力義務を規定しています。

- **当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて**

合理的な配慮を提供する場合には、市や事業者と同様、当該障害者の個別の状況にも応じて提供する必要があります。

第9条 合理的な配慮

第3項（資料P. 7）

市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

改正点： 事業者等に対する支援措置についての規定を新設しました。

● **支援を行う理由**

事業者による合理的な配慮の提供を義務化したことから、それが容易にできるよう、必要な支援を行うものです。

● **支援の目的**

合理的な配慮が容易に提供できるようにすることにより、差別の解消を推進することが最終的な目的です。

● **支援の内容**

事例の紹介などの情報提供や財政負担を軽減する措置などを行います。

詳細は、資料P. 7を参照

第10条 情報伝達（資料P. 8）

市は、**手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話が言語であることの理解を促進するとともに、**障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるように、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

改正点： 手話が「言語」であることへの理解を促進することを追記しました。

● 手話言語について

手話は、手の形・位置・動きや表情を使って視覚的に表現するもので、独自の文法体系をもつ音声言語と対等な言語です。

● 法的位置づけ

権利条約では、手話が「非音声言語」として定義されています。
基本法では、「言語（手話を含む）」と明記されています。

● 都条例との整合

都条例では、「独自の文法を持つ手話は一つの言語である」とし、「言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずる」と規定しています。

詳細は、資料P. 8を参照

第11条 相互理解の促進

第2項（資料P. 9）

市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

改正点： 障害と障害者に対する理解を深める教育の実施について、市長と教育委員会が相互に連携を図ることを新たに明記しました。

● 教育の重要性

共生社会の実現には、障害と障害者に対する理解を深めるような教育を行うことが重要です。

● 市長と教育委員会の連携

その教育の実施には、市長部局と教育委員会の関係各課による連携が必要です。

● 教育に関する規定との関係

次条で、教育に関する規定を設けていますが、これについても相互に連携を図ることを含めて規定したものです。

詳細は、資料P. 9を参照

第18条 公表

第1項（資料P. 9）

市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第2項（資料P. 9）

市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

改正点： 差別に関する改善の勧告をされた者が、正当な理由なく、それに従わなかった場合に、それを公表できることを規定しました。

● **改善の勧告とは**

差別に当たると思われる事案を解決するため関係者対して行った助言又はあっせんに従わない者に対し、市長の権限でそれに従うよう働きかけることを言います。ただし、法的な強制力はありません。

● **公表の趣旨（第1項）**

差別の解消を目的とした情報提供であり、制裁的な意図をもって行うものではありません。

● **意見を述べる機会（第2項）**

公表については、慎重を期す必要があることから、事前に通知し、意見を聴く機会を設けることとしています。

付則 1 施行期日（資料 P. 10）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

付則 2 検討（資料 P. 10）

市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（以下「条例」という。）の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

付 則： 施行期日は令和4年4月1日としています。
改正法の施行後3年を目途に改めて検討することとしています。

- **施行期日**

この改正条例は、令和4年4月1日から効力が発生します。

- **検討**

今回の改正で見直すことができなかった課題については、今後、引き続き検討を行います。

改正法が施行された後に明確とされるものを踏まえて検討する必要があることから、次の見直しの時期は、改正法施行後3年を目途としています。

詳細は、資料P. 10を参照

【最後に】 意見募集（パブリックコメント）の実施について

- 1 施策名称：障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す
小金井市条例の一部を改正する条例（案）
- 2 対 象：市内在住・在勤・在学の方、市内の法人又はその他の団体
- 3 募集期間：令和3年10月1日（金）から11月1日（月）まで（必着）
- 4 提出方法：募集要項6に記載の必要事項を明記し、直接、郵送、ファクス
もしくは市ホームページ専用フォームで提出
- 5 提出先：小金井市福祉保健部自立生活支援課（詳細は募集要項）
- 6 その他：寄せられた意見は、個人情報を除き公開します。
意見に対する個別的な回答はしません。
第三者を誹謗中傷するものや条例案に直接関係のないもの等については検討しない場合があります。

以上で説明は終了です。

ご清聴ありがとうございました。

小金井市福祉保健部自立生活支援課